

## **沿岸漁業改善資金造成費補助金**

**10（10）百万円**

### **ー 対策のポイント**

**沿岸漁業者等が自主的にその経営や生活の改善等を行うことを積極的に助長するため、都道府県に特別会計を設け資金造成し、無利子の貸付けを行います。**

(背景)

- ・沿岸漁業の多くは家族経営を中心とする零細経営体であり厳しい経営状況
- ・特に近年、漁業資源の減少、魚価の低迷、燃油価格の高騰等により、その経営は悪化
- ・さらに、少子高齢化の進行により、将来の担い手である青年漁業者等の確保が困難な状況
- ・しかし、沿岸漁業従事者等が自助努力のみで経営改善や合理化を図ることは困難
- ・このため、漁業経営の合理化・効率化の推進、担い手の育成・確保が急務

### **ー 政策目標**

**新規漁業就業者数の確保**

### **<内容>**

沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）に基づき、沿岸漁業従事者等が経営改善等を図るために行う近代的な漁業技術、合理的な生活方式等の導入を促進し、及び青年漁業者等が近代的な沿岸漁業の経営方法や技術を実地に習得すること等を助長するため、都道府県が無利子資金である沿岸漁業改善資金の貸付事業を行う場合、その資金造成に対し助成します。

**【担当課：水産庁研究指導課 03-3502-0358（直）】**